

民生委員・児童委員は あなたの

一番身近な相談相手です

民生委員・児童委員キャラクター
「札幌版ご当地ミンジー」



市民の暮らしを応援するため、国・札幌市から委嘱を受けて活動しています。
決して専門家ではありませんが、子どもから高齢者まで、様々な困りごとをみなさんと一緒に考え、サポートしています。

Q 民生委員・児童委員ってどんな人？

A 民生委員は、みなさんと同じ住民のひとりです。民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれ、子どもと関わる相談支援活動も行います。

Q どんな相談にのってもらえるの？

福祉

に関すること

福祉サービスの紹介
家族の介護など

子育て

に関すること

子育ての悩み
児童虐待の防止
子育てサロンなど

生活・健康

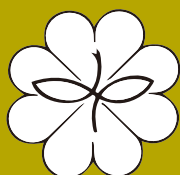
に関すること

健康・医療など

Q 相談内容は秘密にしてもらえるの？

A 民生委員・児童委員は、秘密を守る義務が法で決められています（民生委員法第15条）。個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。この義務は民生委員・児童委員退任後にも及びます。

民生委員・児童委員のことについてもっと詳しく知りたい方は、
事務局までお気軽にご相談ください。



民生委員・
児童委員の
シンボルマーク

発行 令和7年3月
札幌市民生委員児童委員協議会事務局

TEL 614-3344 FAX 614-1109

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1

札幌市社会福祉総合センター 札幌市社会福祉協議会内



－ 主任児童委員はどんな人なの？ －

主任児童委員も民生委員・児童委員のひとりですが、いじめや不登校の問題、ヤングケアラーや児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、学校や児童相談所などの関係機関と連携し、区域を担当する児童委員と一緒に、問題を抱える家庭の支援を行います。

－ 民生委員・児童委員はどんなことをしているの？ －

ひとり暮らしの高齢者などのお宅を訪問し、安否を確認するなどの見守り活動を行い、お話し相手となって暮らしに関する相談にも応じています。子育て、虐待、いじめ、不登校、非行など、子どもに関する心配事の相談にのり、健やかに育てるお手伝いもしています。必要な福祉情報を提供するほか、区役所や関係機関との「つなぎ役」にもなります。札幌市が発行する身分証を携帯して活動しています。



見守り・訪問活動



子育て



会議・研修



PR活動

－ 市内に何人くらい民生委員・児童委員はいるの？ －

札幌市では、約330世帯に1人の基準で選任され、それぞれの地域で活動しています。民生委員・児童委員は約2,900人で、このうち主任児童委員は約200名います。

－ 民生委員・児童委員の活動に必要な費用はどうなっているの？ －

民生委員法では「民生委員には、給与を支給しない」と規定されており、民生委員・児童委員は、地域福祉の一翼を担う無報酬のボランティアとして活動しています。ただし、日々の活動に必要な電話代や交通費などの費用の一部は、国から札幌市を經由して活動費として交付されます。

－ 民生委員・児童委員はひとりで活動するの？ －

民生委員法に基づいて、地域ごとに民生委員の組織（地区民生委員児童委員協議会）を設置しており、多くの仲間と一緒に活動しています。活動する中でどうしても良いか悩んだりした場合でも、仲間に相談し、複数で対応することもあります。また、社会福祉協議会や区役所などの関係機関も民生委員・児童委員の活動をサポートしています。

－ 民生委員・児童委員、主任児童委員のしくみ －

